

19

460

以印刷代騰寫

(非賣品)

曹洞宗問題意見書

曹洞宗大本山總持寺近門
能登國東嶺寺住職

岡田 泰明

019696-000-9

19-460

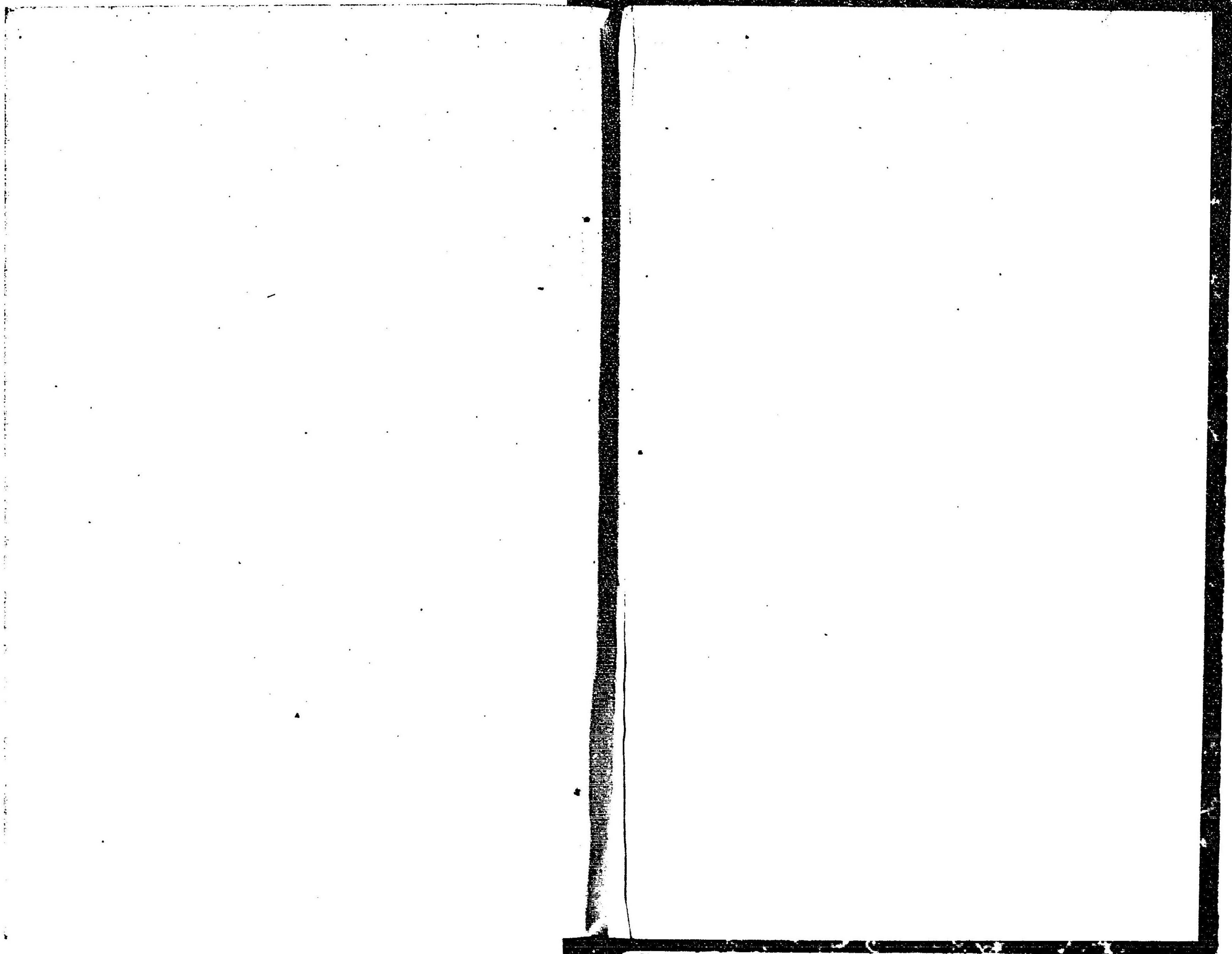
曹洞宗問題意見書

岡田 泰明/著

M27. 1

ABG-0493



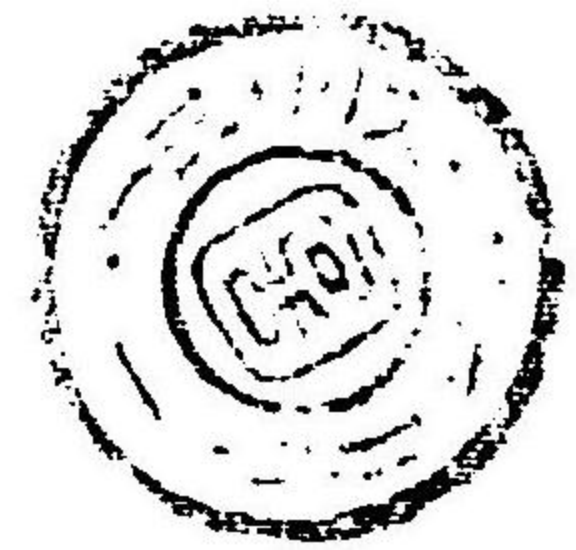


19-460

曹洞宗問題意見書

第一 今日の曹洞宗問題は果して一宗に止まるや

手は越て内務大臣の曹洞宗に對する處分の當否を論せんとするに先
 ち特に一言讀者の注意を乞ひ置くべきものあり他にあらざ今日の曹
 洞宗問題は即ち各宗問題たるの一事是れなり内務大臣の曹洞宗に對
 する處分輕々之を考ふれば曹洞一宗の問題にして毫末も各宗と相
 關する所なきもの如し故に遠き慮りなきものは之を以て曹洞一宗
 の事とす度外は放棄して顧る所なしと雖も是れ蓋し大なる謬見にし
 て恰も彼の他人の生老病死を以て他人の事とす自家の一身と毫末の
 關係を有せざるが如く思惟するものと甚だ擇ぶ所なし苟も同一の身



心を有し同一の世界に處する以上は他人に生老病死あると同時に自家の一身に生老病死あることを覺悟せざるべからず否縦へ覺悟する所なきも生老病死の公道は決して自家の一身に私することなく我や先き人や先き後れ先だつは社會の通則のみ苟も此通則を知らば則ち今日の曹洞宗問題は即ち各宗問題たることを敢て予が閑唇吻を費すを須ひざるなり

予之を古諺に聞く唇破れて齒寒しと今や各宗は曹洞宗ともにも齊しく内務大臣監督の下に立ち輔車相依り唇齒相接するの關係を有するものなり故に内務大臣が曹洞宗に對する一施一爲は總べて各宗に對する一施一爲にあらざるはなし今日内務大臣が曹洞宗に對する方針を用ひて各宗に施さるは事情同じからざればなり試に各宗の事情をして今日の曹洞宗と相異なる所なからめん乎内務大臣何の躊躇す

る所ありてか今の曹洞宗に對する方針を用ひて各宗に施さいらんや果して然らん乎今日の曹洞宗問題は即ち各宗問題なり苟も各宗將來の利害を憂ふるもの内務大臣の曹洞宗に對する處分に對し安んぶ善後の方法を定めざるべけんや

予は今や一例を擧げ來りて内務大臣の曹洞宗に對する今日の方針は異日必らず各宗の頭上に墜落し來るべきを證せん曰く明治二十年の頃に方りて淨土宗内に内訌の紛起するあり此時に際し内務大臣は事務取扱なる職員を新設し同宗の有力者を擧げて之に任じ以て管長の職務權限を執行して一時其破綻を彌縫せしめたり之に據りて同宗の内訌は秋天洗ふが如く平定し却つて雨降りて地固まるの好結果を得たりと雖も然れども事務取扱を各宗に置くの慣例は此時に於て造らる各宗の内訌に際し事務取扱を設けて之を平定せしめ兼ねて普通の

宗務を視せしむ内務大臣の好意は固より感謝するに餘りありと雖も事務取扱なるものは元來管長と其性質を異にし従つて明治十七年太政官布達第十九號と相容るゝものにあらず而して内務大臣の各宗の内政に干涉するの弊之を媒として生ぜざんばあらず當時各宗にして力を協せて内務大臣を諫止したらんには明治十七年太政官布達第十九號に背ひて事務取扱を新設するの一事今日各宗の累を成さゞりや必せり悲ひ哉當時各宗黙して之を承認し以て内務大臣をして各宗の内政に干涉するの媒を造らしむ既往は咎むべからずと雖も來者尙追ふべし今の時に當り各宗尙黙して内務大臣の曹洞宗の内政に干涉するを承認せん乎明治十七年太政官布達第十九號は夫れ遂に一堆の故紙に歸せん明治十七年太政官布達第十九號の故紙に歸するは尙忍ぶべし各宗將來の安危を如何せんや然れば則ち之を如何せば可なる

曰く各宗力を協せて内務大臣を諫止し以て第二の悪慣例を各宗に造らしめざる是れなり今日の曹洞宗問題たる其關する所や廣し讀者須らく眼孔を豁開して各宗の將來に注視する所なかるべからざるなり

第二 内務大臣の曹洞宗に對する處分は行政權の濫用にあらず
るなきか

行政權は畛域あるに似て畛域なし故に行政官が如何に之を使用するも以て濫用の名を下し難きに似たりと雖も其實は則ち然らず即ち立憲國の行政官には一種嚴格の德義ありて專制國の行政官の如く之を無限に使用することを得ず又一定の法律ありて法律以外に之を使用することを得ず然れども嚴格なる德義以内一定の法律以内に於て之を使用することは行政官たるもの、權内に屬するを以て行政官の意思如何に由りては之を過度に使用するの恐なしとも謂ふべからず於

是乎行政權濫用の問題生ず

内務大臣の曹洞宗に對する今回の處分即ち大本山總持寺監院石川素童を内務省に召喚し司法裁判所に於ける豫審と同一の方法を用ひ之を鞫問して口供を取り更に阿部社寺局長都築參事官をして馬淵試補中山寺院課長を率ひて總持寺出張所に赴かしめ強て病中なる總持寺貫首畔上楳仙に面會し執事侍者の輩を遠ざけ之を鞫問して口供を取り歸路曹洞宗務局に立寄りて

訓第六七〇號

曹洞宗事務取扱 服部 元 良

曹洞宗事務取扱 星見 天 海

其宗内宗制宗規違反の輩は本年五月三十一日訓第四一八號訓令の旨を領し宗制宗規に依り嚴正處分すへし

右訓令す

明治廿六年十一月八日

内務大臣 伯爵 井 上 馨^印

前記の如き訓令を事務取扱に傳へ翌九日畔上總持寺貫首を内務省に召喚し永平寺貫首森田悟由より總持寺貫首畔上楳仙に宛て曩に贈りたる退隱申告書は内務大臣に於て有効と認むるに付御受あるべしとて畔上總持寺貫首をして社寺局に立案し置きたる請書を作り捺印せしめ翌十日事務取扱より畔上總持寺貫首へ宛退隱申告書に添へて贈りたる書面即ち

本宗大本山永平寺貫首森田悟由師より貫師に對し明治廿五年十月七日附を以て總持寺を退隱せらるべき旨申告せられたるに貫師は之を拒絶せられたる趣を以て永平寺貫首森田悟由師は本職等に對

し更に該申告書を呈出し其傳達方を請求有之候右永平寺貫首森田
悟由師の申告書は宗制上至當の處置にして既に内務大臣に於ても
有効のものゝ認定相成候儀に附き茲に別紙申告書及傳致候條領掌
の上永平寺貫首森田悟由師に宛 書速かに本職等を経て御差出可
被成候也

明治廿六年十一月十日

曹洞宗事務取扱

服部元良

星見天海

總持寺貫首

畔上棟仙殿

と云へるに對し内務省は其末文候條以下を削りて

自今以後總持寺住職退隱せらるべき也
の十七字に改め更に事務取扱に命令して畔上總持寺貫首に傳達せし
め尋で同月二十二日に至り事務取扱をして

近江國犬上郡清涼寺住職

石川素童

本職等茲に内務大臣の訓令を奉じ宗制に據て石川素童に申告す
石川素童は能本山總持寺監院の職に在て明治廿五年三月十九日以
來宗制第一號兩本山盟約に妨害を加へ並に宗制第二號本末憲章を
紊亂したること事實明瞭なりとす
右の行爲は宗制第十一號警誡條規第十二條第一項第二項に該當す
るを以て自今曹洞宗内を擯斥す

明治廿六年十一月廿二日

曹洞宗事務取扱 服部元良

曹洞宗事務取扱 星見天海

越中國上新川郡南加積村立川寺住職

大徹圓洲

本職等茲に内務大臣の訓令を奉り宗制に據り大徹圓洲に申告す
大徹圓洲は能本山總持寺出張所執事の職に在て宗制第一號兩本山
一盟約に妨害を加へ並に宗制第二號本末憲章を紊亂したること事實
明瞭なりとす

右の行爲は宗制第十一號警誠條規第十二條第一項第二項に該當す
るを以て宗内を攘斥すへき處警誠二等を減輕し立川寺住職を罷免
す

明治廿六年十一月廿二日

曹洞宗事務取扱 服部元良
曹洞宗事務取扱 星見天海

武藏國北豐島郡岩淵町風生寺住職

在田彦龍

信濃國北安曇郡大町靈松寺住職

安達達淳

本職等茲に内務大臣の訓令を奉り宗制に據て在田彦龍(安達達淳)に
申告す

在田彦龍(安達達淳)は能本山總持寺の分離獨立を企圖し宗制第一號
兩本山盟約に妨害を加ふるの舉動に涉りたること事實明瞭なりと
す

右の行爲は宗制第十一號警誠條規第十二條第一項に該當す依て宗

内を攘斥すべきの處警誠二等を減輕し鳳生寺(靈松寺)任職を罷免す

明治廿六年十一月廿二日

曹洞宗事務取扱 服部 元 貞

曹洞宗事務取扱 星 見 天 海

前記の如き事實明瞭なりと云ふに拘らず宗制違反の事實を立証せず又單に警誠二等を減輕しと云ふのみにして如何なる理由を以て減輕するかを明言せず恰も保安條例豫戒令を執行すると同一の手續に倣ひたる文書を石川素童外三名に與へしめたるが如き予は頗る内務大臣の行政權濫用にあらざるかを疑はざるを得ず何となれば元來宗教は政治以外に獨立の地歩を占むるものにして國家の安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に負かざる限りは何人も信仰の自由を有することは帝國憲法第廿八條の明かに保障する所なり然るに内務大臣

の曹洞宗に對する處分は何事ヲ擅に曹洞宗の内政に干渉し宗制に規定しあらざる事務取扱を置きて管長の職務權限を執行せしめ及び内務大臣自身に永平寺任職と認めざる爲め森田悟由に曹洞宗管長たることを許さず之に由りて特に宗制に規定せられざる事務取扱なるものを置きたるに拘らず畔上總持寺貫首へ宛森田悟由の發したる退隱申告書を有効と認めて畔上總持寺貫首に總持寺の退隱を迫り及び畔上總持寺貫首へ宛事務取扱の發したる文書の末文を改竄して事務取扱に執行せしめ及び事務取扱をして石川素童外三名に向ひ恰も保安條例の如く豫戒令の如き理由を明示せず事實を立証せざる壓制に伴しき文書を以て處分を加へしめたり然れども曹洞宗々制の規定する所に據れば退隱申告書を受くると同時に本山を退隱すると否とは貫首其人の權内に在りて他人の容喙し得べき所にあらず従つて内務大臣

が折角事務取扱添書の末項を改竄して更に事務取扱に執行を命じた
 るの一事は、昨上總持寺貫首の拒む所となり且つ石川素童外三名に對
 する保安條例的豫戒令的の處分も石川素童外三名の拒む所となりて
 未だ全く執行の運びに至らずと雖も予は懼る内務大臣が常に此の如
 き方針を以て自今以後一般宗教に對するが如きことありては宗教の
 獨立權は漸次政治に侵掠せられて遂に帝國憲法第廿八條の保障する
 各人信仰の自由を奪はるゝに至らんことを宗教の獨立を保持せんと
 欲するもの冀くは茲に留意し内務省の曹洞宗に對する今日の處分に
 對し須らく其當か否か干涉か干渉にあらざるかを研究せざるべから
 ざるなり

第三

内務大臣の曹洞宗に對する處分は明治十七年太政官布達
 第十九號を無視するにあらざるなきか

内務大臣の曹洞宗に對する處分に就ては予既に前章に詳述したるを
 以て茲に之を贅せず唯内務大臣此の如きの處分は果して明治十七年
 太政官布達第十九號と衝突する所なきや否や是れ予が切に讀者に問
 はんと欲して已まざる所なり

明治十七年太政官布達第十九號に曰く

自今神佛教導職を廢し寺院の住職を任免し及教師の等級を進退す
 ることは總て各官長に委任し更に左の條件を定む

と然るに内務大臣は曹洞宗管長にあらざる事務取扱切言すれば内務
 大臣の屬僚同様なる職員をして石川素童を宗内擯斥に處し大徹圓洲
 外二名を住職罷免に處せしめたり既に管長の認可を解除せられて管
 長を有せざるの曹洞宗固より管長に據りて宗規宗制を執行せらるべ
 き筈なきも事務取扱なるものは元是れ内務大臣一種の屬僚に過ぎざ

れば縦へ曹洞宗に管長なきにもせよ事務取扱が宗務中尤も重要な住職の任免教師の進退を執行するが如きは曹洞宗を侮蔑するの尤も太甚しきものなり而して彼れ既に警誠狀(即ち宣告書)の驛頭(即ち本職)等に内務大臣の訓令を奉じ宗制に據て何某に申告すと公言する以上は曹洞宗内の住職を任免し教師を進退するものは即ち内務大臣なり内務大臣果して自身に曹洞宗内の住職を任免し教師を進退せん乎明治十七年太政官布達第十九號は之れを如何すべきや明治十七年太政官布達第十九號は法律なり勅令を以て法律を變更するを得ずとは帝國憲法の明かに規定する所勅令尙法律を變更することを得ず况んや區々内務大臣の訓令をや然かも内務大臣は言を慣例に藉りて事務取扱を置き而して事務取扱に訓令して住職を任免し教師を進退せしむ事務取扱を設くること既に明治十七年太政官布達第十九號と

相容れず况んや更らに事務取扱をして住職を任免し教師を進退せしむるをや予は懼る内務大臣が明治十七年太政官布達第十九號を無視するにあらざれば決して此の如き干渉を行ふこと能はざるを抑も宗制の認可を存して管長の認可を解除し事務取扱を設けて宗教の内政に干渉す異日若し内務大臣に政略上の必要あらんか悉く各宗管長の認可を解除し事務取扱を設けて各宗の内政に干渉すること之れなきを保すべからず而して明治十七年太政官布達第十九號は告朔の餼羊となりて空しく虚名を存せん各宗にして若し宗教の獨立を冀はざれば則ち已まん苟も政治以外に獨立して政治の干渉を受けざらんことを望まじ内務大臣明治十七年太政官布達第十九號を無視するの一事決して輕々に看過すべからざるなり

第四 内務大臣は如何なる理由ありて永平寺住職森田悟由の

投票審査不正事件に寛典を與へたるか

森田悟由は果して大本山永平寺の住職なるか然れば則ち予は一の間ふべきものあり

曹洞宗々制第八號曹洞宗寺院住職任免規程に據る時は

第二條 曹洞宗兩本山住職任免に限り兩本山盟約第七條に據るべし

曹洞宗々制第一號兩本山盟約に據る時は

第七條 貫首交代の節は全國末派の投票を以後住を確定し之を撰擧するに方り互に添書を請求して兩寺一體の公証となすべし

とありて其投票を審査するに方り各支局總代七名の立會を要する兩

本山貫首公撰投票規約の規定に負き尤も方正嚴格なる宮城縣取締齋池大仙(即ち各支局總代七名の一人)を審査の末日に至り漠然たる名義を以て之を省き投票規約に背反したる手續を以て審査を結了し候補者總代日置黙仙取締總代比奈地恆仙の二名に逼りて強て調印せしめ手續不備の請疏を以て森田悟由に永平寺住職たることを照頭せしめたるが如きは何事乎末派多數の寺院之を承服せず明治廿四年九月より以て今年の今月に至る殆んど二年有餘の間有志者内務省に出頭し或は書面を提出して投票不正審査の處分を求む抑も其故なきにあらざるなり

且つ内務大臣は果して森田悟由の永平寺住職たることを認めたるか事務取扱の手を以て曹洞宗の内政に干渉するに方り忽然一種の必要に撞着したればこり永平寺住職森田悟由より總持寺住職畔上煤仙に

贈りたる退隱申告書を有効と認めたるなれ其實内務大臣が森田悟由を永平寺住職と認めざる確証は内務大臣が森田悟由に曹洞宗管長たるを許さず尙事務取扱をして管長の職務権限を執行せしめつゝあるを以て証し得べし森田悟由果して永平寺住職の資格に缺如たる所なくんば永平寺の徒何を以てか内務大臣に逼りて管長の認諾を乞はざらんや又内務大臣何を苦んでか森田悟由の管長たることを認可せざりて別に事務取扱を設けんや内務大臣果然森田悟由の永平寺住職たることを認めず

内務大臣既に森田悟由の永平寺住職たることを認めず而して特に森田悟由が永平寺住職の資格に由りて發したる退隱申告書を有効と認めたるは如何此一事予は實に了解に苦まざるを得ず現内閣に尤も縁故深き東京日々新聞は之を解釋して投票審査不正の問題決定して森

田悟由の當選無効に至らざる間は森田悟由は依然として永平寺住職たりと此の如きは徳義以外の解釋にして徳義社會の信順すべき説にあらざれば予は敢て之と戦ふを欲せず要するに森田悟由の永平寺住職たることは管に未派多數の寺院が之を認めざるのみならず内務大臣も亦實に之を認めず

然れば則ち内務大臣は何故に二年有餘詮議に付したる永平寺住職森田悟由の投票審査不正事件を超へて總持寺住職畔上楳仙を處分したるか若し普通の順序を以てせば先に詮議に付したる事件より處分を下すべきに今や然らず永平寺住職森田悟由の投票審査不正事件に關しては有志者の内務省に出頭して陳情すること三百有餘回書面を提出して裁斷を仰ぐこと百有餘回而して内務省亦之に對して常に詮議中なりと答ふるに拘らず之を超へて總持寺住職畔上楳仙を處分す是

れ未派多數寺院の囂々不服を唱へて容易に心服せざる所以なり畢竟如何なる理由に據りて此の如く順序を顛倒したるか予は飽きでも内務大臣の説明を求めざるを得ず

第五 内務大臣は果して曹洞宗紛擾の原因を知るか

茲に醫師ありて一人の患者を托せられたりと假定せん此場合に於て醫師は深く患者の病源を究めず唯其現象に就て投薬したらんには其危険果して如何ぞや内務大臣の曹洞宗紛擾に對する亦猶醫師の患者に於けるが如きか乃ち内務大臣にして若し深く紛擾の原因を究めず徒らに現象に就て藥劑を投ずるが如きことあらば曹洞宗の危険果して如何ぞや

曹洞宗の紛擾其由來する所久し矣然れども分離問題の近因に至りては實に明治廿四年に於ける諮問會の開設に在り當時永平寺一派の徒

は諮問會の開設に向つて如何に秘密に力を盡したるかは諮問會開設の由來を知るもの、能く知る所ならん即ち諮問會開設の目的は兩本山各々貫首を置くことを廢し兩本山に一住職を置き兩本山の主權を一手に占有して未派を統治せんと欲するに在り而して此の案の結果を豫斷せば勢ひ永平寺總本山論に歸せざるを得ず否裏面に於ける此案の發題者は其意思全く永平寺總本山論即ち自然の勢を以て總持寺を倒し一宗統治の主權を永平寺一手に占有せんとするに在りて虎狼の心特に綿羊の皮を被り畔上管長の温厚老實にして宗務に通曉せざるに乗じ強ひて畔上管長に逼りて此案即ち兩本山一住職案の提出者となり以て諮問會を開設せしめたるものなれば其結果の永平寺に利にして總持寺に不利なることは自然の勢と謂ふべし况んや總本山論は永平寺の宿論にして曹洞宗に紛擾の絶へざるは實に此事由あるに因

るをや總持寺安んず分離獨立を唱へざるを得んや
 既にして諮問會は有志寺院一擧の下に粉齏せられて永平寺後董貫首
 の撰舉起るや永平寺一派の徒は野心を遂ぐるに便利なる貫首を撰出
 せんと欲し内末派總代委員と結托し外兼中會派と結托し死力を盡し
 て奔走し結局不正なる投票審査を行ひ畔上管長の宗務に通曉せざる
 を奇貨とし之に宗制宗規に規定しあらざる辭令様の文書を造らしめ
 森田悟由を請して永平寺に貫首たらしめ森田悟由の宗務に通曉せざ
 るを奇貨とし之を傀儡として宿昔の陰謀即ち永平寺總本山論を決行
 せんと欲す其執拗なること此の如し是れ亦總持寺か近因の第二とい
 て分離獨立を唱ふるの已を得ざるに至りたる所以なり
 之を要するに第一の近因たる諮問會の開設は有志寺院に粉齏せられ
 て痕跡を存せずと雖も第二の近因即ち永平寺住職森田悟由の投票審

査不正事件は明治二十四年の九月以來内務大臣の詮議中に在りて未
 だ其決定を得ざるものなり然るに内務大臣は此を超へて畔上總持寺
 貫首の退隱申告を是認す是れ明かに主動者を赦して被動者を罰する
 ものなり原因を不問に付して結果を問ふものなり嗚呼何等の奇怪予
 願ふに内務大臣が未だ曹洞宗紛擾の原因を知らざるに由るならんか
 内務大臣説あらば乞ふ予の爲めに説け

第六 貫首と管長及管長と事務取扱

内務大臣が曹洞宗に事務取扱を置き事務取扱をして管長即ち兩本山
 の職務權限を執行せしむるに就ては末派寺院誰か之れに對して奇異
 の觀念を抱かざらんや何となれば兩本山の職務權限なるものは實に
 宗制宗規の規定する所を指すに止まらず特に宗風の宣揚に注目し宗
 義の異亂を防遏するか如き兩本山職務權限の尤も重要なるものなり

然るに事務取扱なるものは内務大臣の一屬僚場合に依りては寺院課長の指揮をも受けざるべからざる職務なれば従前の慣例に依り之れを僧侶に任せらるゝとは云へ實は内務大臣の一屬僚たるに過ぎざれば此の如き半官半僧的の人物をして宗風の擧揚に注目し宗義の異乱を防遏せしむるも到底其功を奏する能はざるなり故に内務大臣が未派僧侶を擧げて事務取扱に任じ之をして管長即ち兩本山の職務権限を行はしむるを見て何れも奇異の感想を抱かざるものなし事務取扱の屢々任命せられ而して屢々更迭する所以は亦之れが爲め信を未派寺院に收むる能はざるに職由するのみ内務大臣夫れ顧みざるべけんや

抑も貫首とは兩本山即ち永平寺總持寺の兩寺住職の尊稱にして管長とは兩本山を總稱したる稱號なり曹洞宗々制第一號兩本山盟約第三

條に云く

曹洞宗管長兩山貫首毎一年交番を以て之を勤むるを定規となす曹洞宗務局に在りて兩本山の全權を總理す

とあり又同第二號本末憲章第一章第一條に云く

曹洞宗管長(兩本山を云以下皆同)は全國未派寺院并僧侶に對し宗教上に交渉する處の一切の事務を統管するの大權を有す

とあり以上の正條に據る時は兩本山を一括するにあらざれば之を管長と稱することを得ず是れに由りて之れを觀れば貫首は本山を代表するものにして而して管長は實に此兩本山代表者の毎一年交番勤務に係るものなり然るに事務取扱とは何物ぞ之を任免するものは内務大臣にして而して其職に當るものは未派寺院の住職なり顧ふに曹洞宗には公撰投票を以て定むるの外兩本山貫首を定むるの規定なく兩

本山貫首毎一年交番を以て管長の職務を勤務するの外末派寺院の住職を以て管長に任ずるの規定なく管長が宗制宗規に據り本山の大權を執行するの外末派寺院の住職が本山の大權を執行するの規定なし然り而して今や管長の認可解除せられて曹洞宗に管長なし既に管長なくんば監督官廳たるもの宜しく曹洞宗をして管長を設け以て自治を完ふせしむべきなり然るに何の意や明治十七年太政官布達第十九號と抵觸せる事務取扱を置き殆んど二ヶ年の久しき曹洞宗をして自治の名を存して自治の實を失はしむ曹洞宗の不幸亦大なる哉

第七 兩本山出張所と曹洞宗務局及曹洞宗務局と事務取扱
兩本山出張所以外に曹洞宗務局を置き及び事務取扱が曹洞宗務局に在りて宗務を處辨するに就ては予は同志とにも現に其の不可を唱

へて己まざるものなり何となれば曹洞宗々制第一號兩本山盟約第二條に云く

東京兩山出張所を總稱して曹洞宗務局と名く宗門の制度を一途にし全國末派を統管するの所とす(以下略す)

又曹洞宗々制第二號本末憲章第二章第八條に云く

兩本山は東京に各出張所を置き共同の事務所を總稱して曹洞宗務局と名く管長茲に住在し兩本山固有の特權第廿七條を糾合して宗務を一途に處理する所とす

と是に由て之を觀れば曹洞宗務局と稱すべき場合は共同の事務所に限れり然るに今日の曹洞宗務局は如何共同の文字には合意の意味を含めり故に合意の上定めたる事務所にあらざる限りは之を共同の事務所と稱するを得ず今芝公園第十七號地七番に設けたる曹洞宗務

局は果して兩本山共同の事務所なるか若し之を共同の事務所なりと云はゞ總持寺は何年何月何日其協議に與りて之に同意を表したるか兩本山の一なる總持寺の寸毫も與り知らざる即ち永平寺の獨斷を以て永平寺限り設立したる事務所を以て之を曹洞宗務局なりと云はゞ前記宗制第一號第二條及宗制第二號第二章第八條は之を如何すべき且つ宗制第二號本末憲章第五章第廿二章に云く

此憲章に抵觸して宗規を紊亂するものは住職前住職徒弟に論なく一宗の妨害を生ずるものとなし宗内を擯出すべし

と此正條に照すときは永平寺一派の徒は實に其罪宗内擯斥に該當せり事務取扱既に管長の職務権限を執行することを得と稱す然るに此輩に私して處分する所なきは如何否此正條に據るときは事務取扱自身も亦處分を蒙むらざるを得ざるなり

次に事務取扱は管長にあらざるなり縱へ今の曹洞宗務局は本末憲章に抵觸して設けられたる曹洞宗務局なるにもせよ既に曹洞宗務局を以て名と爲す以上は是れ即ち管長所在の事務所なり事務取扱の此處に在りて管長同様の舉動を爲すは僭妄の太甚しきものと云はざるを得ず其本末憲章第二章第八條に抵觸することは論なり而して末派寺院の分際として此の如き行爲あるは尤も恕すべからざるなり事務取扱にして果して人を正さんとするに意あらば乞ふ先づ自から此不遜僭妄の罪を正し來れ

第八 事務取扱の處分は果して兩本山分離問題の紛擾を掃蕩するに足るか

事務取扱が自から管長と同一の職務権限を有すと云ふに拘らず其石川素童外三名を處分するに當り自から責を負ふて處分を斷行すること

と能はず漸く内務大臣の訓令を得て始めて處分に着手したるが如きは何等の醜態ヲ試に醜態の尤も醜なるものを擧げんか云く石川素童外三名を處分するに方り警誡狀の冒頭に戦々兢々として云く「本職等茲に内務大臣の訓令を奉し宗制に據て何某に申告す」と何ぞ「高祖太祖の照鑑を仰ぎ宗制に據て何某に申告す」と云はざる固より内務大臣の一屬僚に過ぎざる事務取扱なるが上に内務大臣の訓令を奉じて此處分を行ふものなれば其冒頭に於て内務大臣の訓令を奉じ」と云ふは當然なりと雖も石川素童外三名の如きは固より内務大臣の訓令に據りて直に處分を加ふべきものにあらず即ち之を處分するの場合曹洞宗管長は高祖太祖の照鑑を仰ぎ宗制に據て之を申告せざるべからず然るに事務取扱は内務大臣の訓令を奉じて之に處分を加へんとす其醜態を笑ふべきは暫らく恕すべし之に依りて處分を斷行し得べしと思

ふ亦認見の太甚しきものと謂ふべし

事務取扱果して兩本山大權の重んずべきを知る乎乃ち宜しく一日も速かに紛擾を掃蕩し兩本山の大權を保全せんとを期すべし然るに事務取扱に任ぜられたるを奇貨とし權に兩本山の大權に立入り兩本山の大權を私し責を内務大臣に譲りて石川素童外三名を處分せんとす石川素童若し實に宗制宗規違反の實蹟ありとせん乎之を罰するの權は兩本山の掌裡に在り内務大臣如何に之を處分せんと欲するも石川素童等が直接國家の禁令を犯し及び國安を妨害し秩序を紊亂するの行爲なき限りは之を如何ともすると能はず然るに事務取扱は内務大臣の訓令を名として石川素童等を處分せんとす内務大臣若し石川素童等を處分せよと命せば事務取扱は何ぞ兩本山大權の侵すべからざるを説ひて之を諫止せざる面して謀茲に出でず却つて内務大臣の訓

令なりと稱して兩本山の大權を侵す禮官樂を舞すは宋代の一談話たり事務取扱の宗制宗規を舞すに至つては宗門の一大事なり決して戯謔の中に葬り去ることを得ず

且夫れ事務取扱果して兩本山の紛擾を掃蕩するに意あるか乃ち宜しく公平の意見を以て兩本山善後の方策を定むべきなり然るに事務取扱の不公平なる永平寺住職森田悟由の投票審査不正事件を以て不問に附し直ちに總持寺の所爲を處分せんとす總持寺の分離を唱へたるは分離を唱ふるの己を得ざるものありて唱へたるなり然るに總持寺が分離を唱ふるの一原因たる永平寺住職森田悟由の投票審査不正事件則ち殆んど二年有半に跨れる大問題を不問に附し却つて其結果に依りて已むなく動きたる總持寺を處分せんとす公平の意見果して何くに在る加之其總持寺に對するや殆んど治者の被治者に對するが如

く倨傲鮮腆至らざる所なく或は内務大臣の属僚と同席して畔上總持寺貫首を内務省へ召喚し十一月九日の事を見よ又は不遜の文書を以て總持寺を侮辱せり其行爲既に公平を欠き妥當を欠く此の如き行爲を以て兩本山の紛擾を掃蕩せんと欲す予は懼る却つて益々紛擾を惹き起すに至らんことを

之を要するに事務取扱の處分は決して總持寺及末派寺院一般に満足を與ふること能はず却つて其激昂を招かんとするの傾あり知らず内務大臣は尙事務取扱に依りて兩本山の紛擾を掃蕩せしめんとするか

第九 永平寺住職森田悟由の總持寺兼務は兼務か掠奪か

明治廿六年十一月九日總持寺住職畔上謀仙の退隱申告書を受領するや事務取扱の一派之を以て直に畔上總持寺貫首の資格は消滅したるものと速了し

明治廿六年十一月十日大本山貫首畔上樸仙禪師御退隱確定に付御後遺撰定に至るまで本宗の慣例に徴し大本山永平寺貫首森田悟由禪師に總持寺住職兼務の儀及依囑候處其承認を得候に付本日より永平寺貫首に於て總持寺住職兼務相成候條茲に及御通報候也

曹洞宗事務取扱

明治廿六年十一月十五日

服部元良

星見天海

大本山總持寺監院石川素盞殿

と云へる文書を石川總持寺監院の許へ送り來り之れと同時に甲第八號を以て末派寺院一同へ其趣を布達せり事務取扱にも擧げらるべき人物が貫首進退の規定をも辨知せず及び本山兼務の慣例をも心得ざるは豈に笑止の極ならずや然れども是れ事務取扱の事暫らく不問に

付して可なりと雖も堂々たる永平寺住職森田悟由にして尙貫首進退の規定本山兼務の慣例をも辨知せず公撰投票にあらざれば住職する能はざる總持寺に對し事務取扱の依囑乃ち命令を蒙むりて之を兼務することを諾し大早計にも出張所管理の財産帳簿什具記録等の引續を要求し及び御山並に出張所の職員を任免するとは何事乎元來甲本山住職の乙本山住職を兼務する場合は必ず甲本山住職は乙本山の依囑を受けざるべからず本山住職兼務の慣例は曹洞宗古今に通じて只此一あるのみ故に依囑に出でざる兼務は兼務にあらざり掠奪なり况んや乙本山の貫首尙儼然として位に在るに甲本山の住職暴力を以て理不盡に之を兼務するをや是れ予が永平寺住職森田悟由の總持寺住職兼務を以て兼務か掠奪かと疑ふ所以なり
抑も事務取扱は甲本山住職に乙本山住職の兼務を依囑し又は命令す

るの權なし而して曹洞宗古今に通じて乙本山の依頼なきに甲本山の住職乙本山の住職を兼務したるの例なきこと此の如し然るに永平寺住職森田悟由は如何なる理由を以て總持寺住職の兼務を諾し且つ大早計にも御山及び出張所の引續を要求し職員を任免したるか既に不正の資格より出でたる要求及び任免なれば其寸毫の効力を有せざることとは論なし予は只大本山永平寺貫首を以て自ら居る森田悟由にして豎子に誤られたるを憐まざんばあらず

第十 貫首の進退と監院執事の任免

内務大臣が曩日畔上總持寺貫首に逼りて退隱申告書を受領せしめ及び事務取扱に訓令して石川素童外三名を處分せしめ及び森田悟由が總持寺住職兼務の名を以て監院執事を任免したるに就ては同文同字の記事(尤も怪むべし)各新聞紙上に出で各新聞紙同辭を以て曹洞宗の

紛擾茲に至つて平定に歸したりと云ふ何ぞ天下を滿着するの太甚しきや抑も退隱申告書なるものは甲本山住職の宗制第一號兩本山盟約第九條に違反したる場合乙本山住職は同條の規定に據り甲本山住職に制裁を加ふる爲め發する所の文書なり故に甲本山住職にして此文書即ち退隱申告書を受領したる以上は兩本山盟約第九條の制裁は即ち同時に消滅するなり兩本山盟約第九條の制裁既に消滅せば甲本山住職の過失は同時に消滅するを以て此より以後退休命令を發し親屬候補者を定め後董撰擧を了畢して後董貫首の當撰を承諾するに至るの間甲本山住職の甲本山住職たることは依然として變動することなし故に畔上總持寺貫首が貫首自身に於ては勿論總持寺の分離を以て曹洞宗百年の長計と信じ且つ効力の死したる宗制宗規は毫末も此事業を沮害する能はずと信じ以て總持寺分離の事業を執行せんとした

るも内務大臣が既に監督官廳の權勢を以て宗制宗規の有効を認め且つ昨上總持寺貫首に逼りて退隱申告書を受領せしめたる以上は是非に及ばず此より宗規を履みて總持寺を退董するに至らん要するに昨上總持寺貫首は内務大臣と宗制宗規の解釋を異にする故遂に監督官廳の威權を以て強て退隱申告書を受領せしめらるゝに至りたりと雖も然れども退休命令を發し親屬候補者を定め後董撰擧を了畢し後董貫首の當撰を承諾するに至るまでは昨上禪師の總持寺住職たる資格は毫も變動することなし何となれば是れ宗規慣例の確然保障する所なればなり

監院執事の任免に至りては其權一に本山貫首の掌中に在りて他人の得て干涉すべからざる所なり故に昨上總持寺貫首の退董せられざる限りは森田悟由の監院執事に對する任免の辭令は絶へて効力を有せ

ざるなり而して是れ又宗規慣例の明かに保障する所なり

第十一 内務大臣宜しく猛省一番すべし

兩本山の分離の形勢正に切迫するや内務大臣は曹洞宗管長の認可を解除し事務取扱を新設して臨機宗務を處辨せしむるに至れり而して爾來事務取扱の更迭を見ること數回に及ぶと雖も宗門の紛擾は毫も減退するの色なきのみならず却て事務取扱の更迭を見る毎に一紛擾を加へ來る者の如し於是乎予は思惟すらく宗制は總躰なり而して管長は部分なり之を身體に譬ふるに宗制は猶ほ全身の如く而して管長は猶ほ腦髓の如し然るに内務大臣は宗制の認可を存して管長の認可を解除し事務取扱を置いて臨機宗務を處辨せしむ恰も身體を存して腦髓を轉換すると異ならず則ち一身安んぞ異狀の生せざるなきを得んや曹洞宗の事務取扱を更迭する毎に一紛擾を加へ來るも亦宜なり

内務大臣が監督上臨機の處分に出で曹洞宗管長の認可を解除し事務取扱を新設して臨機宗務を處辨せしめたるは當時の事情或は此の如くせざるべからざるものありしに由るべしと雖も其結果は内務大臣が現に目撃する所の如く事務取扱を更迭する毎に一紛擾を加へ來り以て今日の收拾すべからざるに及べり今や新聞紙の報道に據るときは事務取扱は曩きに住職罷免の宗科に處したる大徹圓洲、在田彦龍、安達達淳の三名が宗科に服せざると云ふを口實として宗内擯斥に處し、菊地大仙、足立普明、宇野默音、福島泰寬、福田有法、勝沼文道、大久祖明、渡邊泰城、宮川祖道、樋口道義、岡田泰明、城井一秀、藤田賢龍、近藤謙賢、在田如山、重松佛魔、黒田鐵巖、渡邊俊龍、重鳳洲の十九名を分離獨立を企て宗制に違反したる舉動を爲したりと云ふの口實を以て宗内擯斥より二等を減じて住職罷免に處し又宗制違犯の廉を以て日置默仙を二十四ヶ

月間宗内寺院に住職することを停止し村上泰音を三十六ヶ月間宗内寺院に住職し及學科試験叢林行脚を停止したりと知らず事務取扱は宗内の俊才を擧げて悉く門外に驅逐するの意か昔一唐の徳宗の朝朋黨大に行はれ清流の士を見れば悉く之を黄河に投じて曰く此輩清流宜しく濁流に投ずべしと事務取扱の所爲或は之に類するなきか總持寺の分離事業を以て曹洞宗百年の長計と信じ之に賛成して請書を提出するもの既に無慮八千有餘ヶ寺に及べり知らず事務取扱は悉く之を處分するの意か嗚呼事務取扱の不義非道なる内務大臣の訓令を挾んで宗内の輿論を蹂躪し宗内の俊才を擧げて悉く之を住職罷免等に處し尙漸を以て八千の總持寺分離事業の同意者を處分せんとす而して八千の寺院若し其處分に服従せざるが如きことあらば事務取扱の殘忍酷薄なる必ず大徹圓洲等の例に依り宗内擯斥の罪科に處せずん

ば已まざるべし。是に由て之を觀れば事務取扱は當に宗門の安寧秩序を保全する能はざるのみならず却つて之を妨害するものなり。事務取扱あるが爲めに却つて益々宗門の紛擾を加ふ内務大臣亦須からく猛省一番すべきなり。

第十二 内務大臣對曹洞宗事件に對する輿論の向背如何

予は本篇の劈頭に於て今日の曹洞宗問題は即ち各宗問題たること知らざるべからずと絶叫せり然れども今日の曹洞宗問題は當に各宗問題たるのみならず亦實に國家一部の大問題たり故に衆議院議員編輯郁次郎、大東義徹、中村彌六、百万梅治、足立孫六の五氏は三十餘名の賛成者を得て十二月五日之に關する質問書を衆議院に提出し以て井上内務大臣の答辯を求めたり而して貴族院議員諸氏も亦同様の質問書を貴族院に提出せんとし今や其準備中なりと云へり唯現内閣と尤も深

厚なる因縁を有する新聞紙及び永平寺に縁故ある宗教新聞等は極力内務大臣の處分を稱賛して已まざると雖も輿論は既に内務大臣の曹洞宗に對する處分を以て監督權の濫用なりと認めたり以て輿論の向背を卜すべきなり。

1/35

明治廿七年一月二十六日印刷
全 年全月 九日出版

著述者 發行所

岡田泰明

東京市芝區芝公園第八號地
二番寄留

印刷者 石崎安藏

東京市芝區宮本町二十九番地

印刷所 共益商社印刷部

東京市芝區宮本町二十九番地

19
460

19
460

